

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成23年度第11回（定例会）

署名人 添石幸伸

委員長 城間勝

開催日時 平成23年9月1日（木）

開会 午前10時00分

閉会 午後12時15分

開催場所 那覇市教育委員会 第1会議室

出席委員 城間勝委員長、田端温代委員、金城眞徳委員、添石幸伸委員、城間幹子教育長

議事日程

陳情第1号 就学援助における給与所得者等の控除額の見直しについて（総務課）

報 告 平成24年度（24年度～26年度）実施計画の要求について（幼稚園関係分）（こども政策課）

報 告 平成24年度（24年度～26年度）実施計画の要求について（壺屋焼物博物館関係分）（博物館）

報 告 平成24年度（24年度～26年度）実施計画の要求について（総務課）

報 告 市長の専決処分（学校事故）の議会報告について（施設課）

報 告 市長の専決処分（学校事故）の議会報告について（施設課）

（当日追加）

報 告 那覇市立学校適正配置計画素案に関する説明会等の実施状況について（総務課）

出席職員

【生涯学習部】新城和範部長、屋良朝秀副部長

（総務課）東恩納隆栄課長、伊禮弘匡副参事、仲程直毅副参事、照屋満主幹、大城昭子主任主事

（施設課）宮城鶴夫課長、大城雅男主幹、真境名元作主査

【学校教育部】盛島明秀部長、宮内勇人副部長

（学務課）仲田恵司課長、比嘉徳広主査、新里隆司主任主事

【こどもみらい部】澤岨郁子部長、宮城實副部長

（こども政策課）富名腰史之主査

【市民文化部】佐久川馨部長

（博物館）我謝幸男館長、高里浩主幹、金城涼子主査、倉成多郎主任学芸員

会議録作成 （総務課）仲間稔主査

城間委員長 ただいまから平成23年度第11回教育委員会会議定例会を開催いたします。
本日の会議録署名は添石委員にお願いいたします。陳情第1号「就学援助における
給与所得者等の控除額の見直しについて」説明をお願いします。

新城部長 提案理由説明

東恩納課長 説明

城間委員長 陳情第1号について審議いたします。この件につきまして、審議参考のため学務課
より説明をお願いします。

仲田課長 今の説明と重複するかと思いますが、読み合わせをしながら再度確認をしていき
たいと思います。件名ですが、「就学援助における給与所得者等の控除額の見直しにつ
いて」という件名です。陳情の趣旨は、「那覇市の就学援助においては、給与所得者
等の取扱いに関しては、収入から社会保険料、生命保険料、地震保険料控除の額を控
除している。就学援助制度では生活保護基準の1.3倍になっている。生活保護基準
では社会保険料、公租公課、勤労控除、特別控除を控除した残りの額を収入として取
り扱っているので、前回提出した陳情第89号が採択されなかった時には、収入から
公租公課、勤労控除、特別控除に相当する額の控除を求め、陳情第89号が採択され
た場合には更に控除額に公租公課を加算することを求める」という趣旨になっていま
す。理由につきましては「自営業者には生活保護基準上、経費を控除する事を認め、
給与所得者に関しても経費に相当する公租公課、社会保険料、勤労控除、特別控除を
認めている。また、就学援助の基準を決定する際に、自営業者には経費の控除を認め、
給与所得者には勤労控除、特別控除を認めないのは不公平だ。本人の同意の上で市民
税課から給与支払報告書を教育委員会に提出してもらうことと、就学援助のシステム
を改善することで前年の給与所得者の勤労控除、特別控除の金額を算定することが可
能になる。また、このように制度を改善する事により、生活保護基準における勤労控
除、特別控除、社会保険料控除、収入額を判定でき公平な就学援助になる。以上のこ
とから陳情第89号が採択された時には更に控除額に公租公課を加算すること。陳情
第89号が採択されなかった時には収入から勤労控除、特別控除、公租公課に相当す
る額を控除することを求める」という理由になっています。そういうことを受けまし
て我々の見解としましては、生活保護法においては、生活保護基準上、2級地という
のがありますが、各種控除には、勤労控除、特別控除、社会保険料控除等を用いて生
活保護の基準を定めているが、就学援助においては、生活保護基準表から就学援助の
審査に必要な項目のみを取り出して、那覇市就学援助事務取扱要綱の第4条第1項の
算式に当てはめて生活保護基準額を求めています。よって、必ずしも生活保護法で定
められる各種控除を採用する必要はないと考えております。

城間委員長 事例を挙げて説明していただけるともっと理解しやすいと思います。

仲田課長 例えば2人世帯、5人世帯とか、そういう世帯に沿った収入を基に所得を出した、
保護法の基準額があります。これを基に那覇市では1.3倍までは認めましょうという
ことで緩和しておりますが、他の市町村では1.0倍が多数を占めております。これ

にはいろいろ条件がありますが、那覇の場合の例として、その家庭の世帯収入が200万円でしたら、これの1.3倍の金額以内であれば就学援助を認めましょうというようなやり方です。認定基準は各自治体に委ねられているものですから、那覇の場合はこのように保護法基準額の1.3倍未満を認定基準として採用しています。

城間委員長 他市町村より那覇市は優遇されているということで理解していいですか。

仲田課長 優遇されています。

城間委員長 ちなみに他市町村は1.3ではないのですか。

仲田課長 1.3の採用は本市と沖縄市、それから南風原町の3自治体で、あとは1.1や1.0などがほとんどです。

城間委員長 説明いただきましたが、この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

金城委員 いま200万円という年収の話がありましたが、年収がいくらから就学援助を受けることができるという数字的なものはありますか。

比嘉主査 参考資料ということでお配りしたものの2枚目に「就学援助のお知らせ」があります。これは毎年全児童生徒に配っているものです。真ん中に表があり、世帯2人で大体209万円の収入がある。所得と書かれていますが、求め方としては収入から社会保険料と生命保険料の地震保険料を引いて残った額と比較して209万円以下であれば認定になりますという表です。

金城委員 209万円以下の人の就学援助額はいくらになりますか。

比嘉主査 お知らせの裏面に「援助の内容」ということで、小学校学用品費が1万1,000円、通学用品費が2,170円、校外活動費が1,510円、通学費実費、修学旅行費実費。修学旅行は実費と書いていますが、大体小学校ですと2万円未満です。新入学学用品1万9,900円、それから給食費実費。小学生が月4,300円払っております。あと医療費ということで、こちらは実費になりますが、対応する病気が虫歯、結膜炎、トラコーマ等、そういったものに対して援助しております。

田端委員 いわゆる収入からいろんなものを差し引いて所得と見なしますが、この引く部分をたくさんして下さいということが端的な理由ですよね。簡単に言えば、300万円収入があって、社会保険や何かと引いたら200万円になった。この方が言うには、もう1項目、2項目付けていただいて150万円ぐらいにしてもらえないかみたいなどところに行き着きますよね。私は結論から言うと不採択でいいと思うのは、那覇市の就学援助をしている比率がかなりの割合で、この間の那覇市の広報誌の中で予算の使われ方がかなりの比率でもって財政を圧迫しているとか、それから一般の市民の皆さんがいつ頃かわからないけれども、支援を援助してもらって当然と、もっともっとほしいんだということを常に要求し続けているような現状からみると、よそと比較して決して那覇市が就学援助に対して手薄ということではなくて、十分やっていますという説明もあったということから、不謹慎な言い方かもしれませんが、いまのままで十分ではないかなと私は思います。税を負担していくような意識も市民の中に芽生

えていかないといけないと思う。こういうことをひとつ認めさせるため、本当に困った人に手を差し伸べられなくなるような状況が来るのではないかなと思う。ここで少しみんなでこういった財政難を我慢していきましょうみたいな、頑張って働いていただいて、税金を納めていただく市民を育てることが教育行政の一番の力ではないかなと思っています。言い分は当然わかります。でも、もっともったの状態は少し歯止めをかけて、健全な社会を作っていくといけない。細かい数字はよくわからないけれども、私は概ねこれを読みながらそう思いました。以上です。

盛島部長

無理があると思うのは、給与所得者と同じような扱いを自営業者にやってくれということになるんですが、そこはおそらく無理な話であって、給与所得者は給与所得者が見える形がありますから、自営業者がこの方の言い分では、なんか変なことをやっているというように見受けられるので、逆にこの方の言い分を私達が採択していくと、逆に不公平感が出てくるのではないかなという気がします。はっきりしない部分をこの人は何となく自営業者はインチキをしているのではないかなというような言い方をしている面がありますので、給与所得者と同じような、あるいは給与所得者と自営業者と同じような形にしてくれないかというふうな発想ですので、無理があるように思えます。

添石委員

通常の国税で言うところの所得税というのは、基本は収入から経費を引いた残りがいわゆる通常の利益に相当するのが所得です。ですから、自営業者の場合、売り上げから経費を引いた残りが所得。国税で言う給与収入者とはというと、給料をもらう総額から働くときに経費が掛かっていないかと言うと、スーツを買ったり、仕事に必要な備品を買ったり、これはサラリーマン訴訟というのがありますが、サラリーマンは経費という概念はないかという、いやそうじゃないと。それに相当するのが給与所得控除という概算経費になります。ですから、多分この方がおっしゃっているのは、国税にはそれがあるのに、なぜこの就学支援の判断段階で自営業者は経費を認めて所得なのに、なぜ給与所得者にはその概算経費に相当する給与所得控除、公的控除がないのかという指摘だと思う。多分それを明確にしたのが、この基準を設けたときにあると思う。それがちょっといま私の資料の中から読み取れない。あと生活保護を受ける方々の収入金額の中で概算経費を認めるところまでには達しないのではという解釈はしているつもりですけど、そのところを指摘されているのか、それとも先程説明あったとおり、サラリーマンと自営業者の、なぜ経費を認めて、それ以上なぜこの概算経費をこれだけ認めるかという、いろんな議論はありますが、どこに着眼して、この陳情はあるのかと。いまのお話を聞くと私もわからなくなっています。

田端委員

ちなみに那覇市内の小中学校で就学援助を受けている比率はどの程度でしょうか。小中合計でどの程度が就学援助を受けていますか。大体で結構です。

比嘉主査

小学校では全児童に占める割合が約20%。それから中学校では約25%となっています。

城間委員長 陳情者の趣旨がよくわからないと委員からありましたが、生活保護の趣旨が、その趣旨の本来の意味というのが、本人の責任とか、いろんな状況の中で、どうしても縋らなければいけないと、藁をも縋って一生懸命努力しているけれども、どうにか一時的に助けてくれというのがその趣旨だと思うのですが、中にはおっしゃったように、当たり前前権利だということで努力もしない、お金が入る方法を工夫するという方々もないわけではないというのが、私もそう感じますけれども、陳情の趣旨理由がそれに相当するのかどうかということになると思う。

添石委員 もう1点だけ確認よろしいですか。先ほど1.3倍とありましたが、この1.3倍というのは、どこの内容で1.3倍ということですか。

比嘉主査 参考資料の一番下に「那覇市就学援助事務取扱要綱第4条の1項」というのがありまして、認定基準額＝生活保護基準額の1.3倍を認定基準額にしまして、この認定基準額未満でしたら就学援助を認定しようということです。

城間委員長 収入掛ける1.3ということですか。

比嘉主査 そうではなくて、こちらで言う生活保護基準額というのは保護課で使われている生活保護基準額表というのがあります。保護課で使われ、国が定めているものです。これを基に就学援助で生活保護基準額を求めるときに、これから必要とされる項目だけ、要するに参考資料の下に書いている「第1類＋第2類」とか、そういった必要とされる項目を引っ張ってきて、引っ張ってきたモデルを生活保護基準額、要するに、その世帯の収入モデルをつくっています。この収入モデルの1.3倍未満でこの人の収入ということであれば、未満であるならば認定しましょうというのが就学援助です。ですから、陳情で出ている特別控除、勤労控除という控除は、生活保護法の中で出てくるものであって、私たち学務課がこの生活保護基準表を保護課と一緒にものを使っているからといって、生活保護法で認められている控除を安易に控除を適用するのは、ちょっと筋が違うだろうというふうに考えているわけです。というのも生活保護法が目的としているものと、就学援助が目的としているものが各々違うので、それを生活保護法の中で言っている控除をもってきて、さらに就学援助の収入からどんどん控除を引いていって認定しやすくするというのは違うというふうに学務課では考えております。

城間委員長 簡単に言うと、収入がたくさんあっても適用するようにしなさい、収入がたくさんあっても控除がたくさんあれば就学援助に繋がるからという、そういう解釈でいいんですか。たくさん給料をもらって、そこから引かれるものがたくさんあればその人も子供の就学援助の対象になるから引かれるものはたくさん引いてほしい。引かれるものが多いのは生活保護法なので、それをそのまま就学援助に適用してほしいという内容がこの陳情ということで、それが議会では不採択になったということですか。

仲田課長 前は、少しニュアンスの違う内容で「所得基準の平等取扱いについて」の陳情が出ていましたが、8月臨時議会で不採択になりました。今回、教育委員会に出されたものと同様のものが、議会にも提出されていますので、同様の内容で9月議会で陳情

を受けることになります。

田端委員 就学援助を受けると、何と何が免除されていますか。

仲田課長 先程の資料に「援助の内容」というのがありますので、それをご覧ください。

田端委員 わかりました。ありがとうございます。

城間委員長 よろしいでしょうか。それでは、不採択という意見が田端委員からありましたが、私も同じ意見です。それでは本件について、不採択にするということではよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

城間委員長 陳情第1号「就学援助における給与所得者等の控除額の見直しについて」は不採択とします。続きまして報告「平成24年度（24年度～26年度）実施計画の要求について（幼稚園関係分）」説明をお願いします。

新城部長 議事日程の中で、報告3件が実施計画の要求になっています。その報告に入る前に実施計画についての概略を説明して、それから議事に入って行きたいと思います。

東恩納課長 実施計画は、那覇市の向こう3年間の主な事業についての計画を立てるものです。平成24年度の実施計画と言いますと、平成24年度から26年度までの3年間の主な事業計画を定めるものです。それからこの計画は3年計画を定めますが、毎年財政的な裏付けと毎年の実状を合わせて修正をしながら、ローリングすると言いますが、毎年見直しをしながら、毎年3年単位の事業計画を定めていくということになっています。実施計画によって決まりました事業については次の予算編成時に企画経費としてそのまま組み入れられます。一般会計予算全体の概ね20%程度が企画経費となっています。実施計画策定に当たっては、対象事業、要求基準、採択の方針、作業スケジュール等を示した実施計画策定要領に基づき、市の関係各部から前年度採択された事業の修正や、新規事業の検討を行い毎年要求します。市長は各部から要求のあった事業について、市長の政策、事業の費用対効果、現在の財政状況等を勘案のうえ採択し、実施計画を策定します。実施計画の、主に企画経費ということですが、対象事業としましては、一般会計、特別会計を対象として、政策判断を要する事業で次に掲げるものとなっています。資料の（1）から（10）までとなっており、今年度は特別に（10）の中核市関連事業は別枠として特別に今回掲げられています。実施計画の作業スケジュールとしては、通常の実業は要求開始が8月3日から8月16日。企画調整課のヒアリングが8月18日から8月31日まで。要求し、内示が出るのが10月中旬頃。最終決定が10月下旬となっています。中核市関連の実業は別枠で、要求が8月3日から9月28日。企画調整課のヒアリングが9月29日から10月14日。最終の決定が10月下旬となっています。以上の説明で、これから報告していく3つの報告ということになっています。

新城部長 これはこの時期に毎年作業として開始する仕事です。今回は24、25、26年度の3年間のローリングですけど、また、来年になったら25、26、27という形で3年分をずらしていきながら要求するということです。これが来年の3月の段階では

24年度の予算としてこれは出てきますが、この中に24年度実施計画の要求分が組み込まれることになります。今回は教育委員会分、補助執行にあたっている分の幼稚園と壺屋焼物博物館の実施計画分がありますので、この報告を申し上げたいと思います。

城間委員長 それでは、報告「平成24年度（24年度～26年度）実施計画の要求について（幼稚園関係分）」説明をお願いします。

澤岬部長 報告理由説明

宮城副部長 説明

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

田端委員 預かり保育の中の「早朝預かり対応」というのは何時からでしょうか。

宮城副部長 7時半から行っております。今の時点では8時15分までに登園してくださいという形で、小学校と同じような形になっています。保育所から幼稚園に移ってくる方もいらっしゃる、つまり両親が仕事をしている方々もいらっしゃる、そういった経緯の中で、保護者の意見をしっかりと、預かりがどうなっていますかという要望がある中で、これがしっかり査定されるかどうかというところは厳しいところではありますが、私達の方としては今回の実計で2時間の要求ということで挙げています。

田端委員 とても必要なことだと思います。

城間委員長 他ございますか。それでは、報告「平成24年度（24年度～26年度）実施計画の要求について（幼稚園関係分）」了承します。続きまして報告「平成24年度（24年度～26年度）実施計画の要求について（壺屋焼物博物館関係分）」説明をお願いします。

佐久川部長 報告理由説明

我謝館長 説明

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

田端委員 大賛成です。実は昨日、首里の公民館で「琉球文化の朱」という講座がありまして、前田孝允さんのお話を伺いに行きました。浦添の美術館を開館するときから沖縄は朱なのかどうかという話から、40人の定員のところを70～80人詰め掛けまして、前田孝允さんのお話を聞いてみると、やはり沖縄に住んでいてよかったと、なんか誇りを感じるようなところがありました。ぜひ、壺屋焼博の方もたくさんの方に見ていただき、児童生徒、それから市民の皆さんが沖縄ってすばらしい所だという、みんなそういう想いを一致していただけるような社会教育の現場になっていただきたいと思います。財政難で難しいかもしれませんが、ぜひ頑張って良い成果を出していただきたいと思いますし、そういうことから歴史が始まっていくのかなと思いますので、もしかしたら子供たちの非行も少なくなってくるかと思ったりしますので、話は感想だけになってしまいましたけれども、これだけでいいですかと言いたいくらいですので、ぜひ頑張って下さい。1つだけ職員の皆さんの接客マナーが、ちょっとリラックス

スしすぎているのではないかというところが時々声聞かれています。きちんと接客マナーに対する指導を館長からしていただきたい。これは壺屋焼博だけではなくて、てんぶすの中にも伝統工芸館がありますが、そこの皆さんに対する職員の接客ということで県外から見えた方からも、もうちょっとしまりがあってもいいという意見が時々聞かれますのでお願いしたいと思います。

金城委員 遺族が沖縄へ厨子甕をお返しした。遺族の方は、県内、県外、どちらにいらっしゃるのですか。

我謝館長 東京の方で、このコレクションがこの方の自宅の1フロアというか、それを全部閉めて来られるそうです。今回のこの要求については古塚文化財課長にもおいでいただいて、実施計画の企画調整とのヒアリングに立ち会っていただいたのですが、民俗学的に言いますと、お骨は33年経つと、この厨子甕が必要なくなるということなので、骨を移すんですね。だからこれは保存対象ではないという、容器となります。

城間教育長 歴史的なかなりの文化財になると思います。それを文書にもありましたように1億円かかるような査定されたものを約1,300万円で譲り受けられるということは、沖縄の財産が戻ってくることになります。ぜひとも予算を確保して、貴重な財産として、文化財産として持っておきたいものだと思います。

城間委員長 よろしいでしょうか。報告「平成24年度（24年度～26年度）実施計画の要求について（壺屋焼物博物館関係分）」了承します。続きまして報告「平成24年度（24年度～26年度）実施計画の要求について」説明をお願いします。

新城部長 報告理由説明

東恩納課長 説明

新城部長 いま総務課長から説明ありましたが、今回要求額というのは、生涯学習部、学校教育部、それぞれの要求をしたいという総額です。要求基準枠というのがあります。これは全庁的に各部の方で予算には限りがありますので、そういった中で割当をしています。生涯学習部の24年度に限って言えば一般財源517,293千円。この範囲内で要求はとりあえずしてくださいというのが全体の那覇市の今の考え方です。しかしながら、実施計画というのは、どの事業を選択するかこれから査定を進めていくことになっていきますが、おのずと各部ともそれを超えた要求になってくる訳です。そういった中で優先順位を入れながら、最終的な査定をしていくことになっていきますけど、数字上から見ますと我々の教育委員会是一般財源枠を大幅に超えて要求しているということです。そういった意味では、実施計画とはなんぞやという説明が先ほどありましたが、3年のローリングの中で、見直しをしながら事業を採択していくということになりますので、そういったことを念頭において検討していただけたらと思います。

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

田端委員 2ページの中で、天皇杯のずっと後ろにいて、説明のところに「皇族も参加する大きな大会」と書かれていますが、どうもここに書くこと自体が不具合のような気がしますけど、この説明は要らないのではないのでしょうか。

- 照屋主幹 説明の方は、継続している事業については経費が増加したとか減ったとかというものについては、なぜ増減したのか。新規の事業については、どういった事業でやっているというふうなことを簡単に説明するつもりです。これについては企画財務部の方で実際に査定をするものを出しますので、できればこういうことで付けてくださいというような、そういう意味合いも含めて説明の方は入れています。
- 新城部長 この事業はそもそも左の方に事業名が書かれていますが、「天皇賜杯第67回」ということで、これはあちこち持ち回りして開催するというもので、そして皇族が参加されるということで、そういった意味ではぜひよろしくお願いしますということです。
- 田端委員 5ページの8番、9番の中に「中学校室内化学物質濃度測定」とありますが、具体的にどういうものを測定しますか。
- 伊禮副参事 文科省の基準で、ホルムアルデヒド等の化学物質を空気中から測定しないといけないですが、なかなか市の方の予算関係で取れないということで、実は昨年度に初めて実計で要求しまして、全校というのはできないので、数校ずつ要求する形で検査を行っていきます。
- 田端委員 このホルムアルデヒドと言ったら、建材に含まれる接着剤のようなものですか。
- 伊禮副参事 そういったものが教室内に無いかどうか環境測定しています。
- 金城委員 2ページの一番下側、文化財課の伊江殿内庭園保存整備事業で、震災の影響で24年度から国庫補助が無くなるということですが、これは残念だなあという思いがします。もう1点。3ページの施設課で「城北中学校屋内運動場」とありますが、これはどんな物ですか。
- 伊禮副参事 まず、文化財の伊江殿内の保存整備事業ですけど、これは国庫補助が無くなるということではなくて、実は今回の震災の影響で国として文化財関係の被災した文化財の方に支出を投入したいということで1年延ばして、本来内示を受けていた事業ではありますが、これが先送り、東北3県の震災に対応するためのもので、その事業が無くなるということではありません。ですから、1年基本的にずれていくということです。あと1点の屋内運動場についてですが、なかなか聞き慣れないと思いますが、簡単に言えば、学校の体育館のことです。
- 盛島部長 学校教育部の25年度は要求基準額にも満たない要求になっていますが、これは本年度教科書の改訂がありまして、中学校の指導書が約4,500万円、これが25年度はないということと、あとは那覇給食センターの解体費が7,000万円ほど、大きな金額のものが25年度は必要ないということで、上限金額に満たない状況になっています。必要なものはきちんと要求していますが上限に満たないということです。
- 城間委員長 よろしいでしょうか。報告「平成24年度（24年度～26年度）実施計画の要求について」了承します。続きまして報告「市長の専決処分（学校事故）の議会報告について」が2件ありますので、まとめて説明をお願いします。
- 新城部長 報告理由説明
- 宮城課長 説明

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

田端委員 人身事故に繋がらなくて本当に不幸中の幸いだと思いますし、台風2号は本当に予測できない大きなことだったと思いますが、学校管理の面から、ぜひ日頃から施設課なりの専門的な目線とそれから学校長の巡回とか、いろんなもので子供たちの安全にも十分留意していただきたいと思いますので、ぜひ定期的な施設の管理をお願いしたいと思います。人身事故に繋がらなくてよかったと、これだけで済んでよかったという思いです。

金城委員 特に受水槽の蓋は弱くて、太陽に照らされるとぼろぼろになってしまい、それに使われていない蓋だとどうしても水分がないから大変ですね。

宮城課長 これ1台は使っておらず、いま委員がおっしゃっているようなこともあったと思います。この2号で被害のあった屋根の部分は、その後すぐに応急措置で全部取っ払って、その後の被害が出ないような形にしています。今後は撤去に向けて検討していきたいと思います。

城間委員長 この2件とも被害者の方から学校の方に連絡があったのでしょうか。

宮城課長 ありました。

田端委員 受水槽は蓋が飛んで、ぼうふらが湧いたり、場合によっては子供が落ちたりする場合があります。ぜひ見回り管理をお願いしたいと思います。

新城部長 この損害賠償については議会の報告事項となっております。1円たりと言えども損害を与えたことに対する賠償という意味では議会にご報告をするということになっていきます。そして今回保険の適用が適ったというのは、逆に言えば行政の過失がある。その過失を補填するための保険適用で、そういった意味では田端委員がおっしゃったように通常の管理を当然問われるわけです。このことについては議会に提案するというところで会派説明もしてきていますが、同様な指摘を受けております。従いまして、今後台風だから仕方がないというふうなことでなくなってしまった場合、あるいは不可抗力ということになった場合には責任の所在がないということで賠償する必要はないのですが、果たしてそれで対市民に対していいのかどうかという議論が出てくるわけです。ですから、それ以前に管理はしっかりした形でこういったことがないように気をつけるということが大事だと思っています。

城間委員長 日常の目配り、気配りがとても大事ではないかと思います。

添石委員 重なる部分もあると思いますが、私も本業を通して、リスクマネジメントの一環で企業の取り組みの保険、サービスのところの指導もしていますが、やはりいまお話があったとおり、保険というのはこういった損害賠償適用というのはいいですけど、リスクが起きないということを徹底することだと思うのですが、いまのお話だけではちょっと私も理解できないので、現状で学校に関わって、どのような、どれだけ徹底した指導というか、日頃の管理が現状なされてきたのかということを含めて今後どのようなのか。今回の台風で改めて台風の恐ろしさがわかったと思いますが、どのような施策を考えているのか。現状の中で構わないですから教えていただきたい。

新城部長

台風2号がご承知のとおり、那覇で55.3メートルという最大瞬間風速を観測した大きな台風でした。その結果ということですが、このことは教育委員会だけに限らず、他の部署でもあって、その対応をしているところですが、今後、樹木については、通常これは木陰を作ったりもしますし、もちろん景観も作りますが、更には運動場の砂塵を外に飛ばすことを阻止する防波堤の形になり、それなりの機能をもっていますが、やはりこういった台風の際にどうかとなったときに、どの程度日頃から植栽、伐採するかということが問われると思う。そういったことは今後気をつけないといけないと思っております。それともう1つ、受水槽については、使われてなかったというふうな事実経過があって、そこで管理そのものが十分に行き届かなかったということも言えますので、日頃の管理運営を努めるしかできないと思います。

添石委員

各学校においていろんな管理体制というのはもちろんされていると思いますが、樹木に限らず、いろんな物が施設上可能性がありますので、改めて指導していただきたいと思います。もう1点だけ、制度を教えてくださいなのですが、全国市長会学校災害賠償補償保険というもの。保険というのはやはりコストのかかるものです。大事なのは事故が起きたときに実際にどれだけ保険として用意ができていいのかということも含めて、保険制度というのを少し教えてもらえますか。要するに、例えば人身が発生した場合とか、要するに限りなく限度が無いのか。自動車保険などもそうですが、すべての金額を無制限に補償できるだけの保険が担保されているのかということと、支出するコスト面、そのバランスがどうなっているのかお願いします。

宮城課長

補償の範囲ということですよ。

添石委員

今回の東北の震災をみて、すごい台風が今後沖縄に来た時に、ものすごい事故が発生した場合、すべてを補償するだけの十分な保険の内容になっているのか。

新城部長

担当者が資料を調べております。今回、補償すべきかどうか、この保険が適用されるかどうかということを検討しました。学校の事故の状況を施設課の方で保険会社に提供して、すぐ判断してもらった結果がこれですが、台風によるこういった扱いというのは、やはり不可抗力、つまり違法行為による責任を免除する、そういったことに基本的にあるのではないかと。したがって、賠償保険による賠償で、台風が原因であれば不可抗力で行政の責任はない。そうすると結局、車両というのは何ら手当が受けられないという立場に立つという考え方があったらしいのですが、結果的には行政のいわゆる初歩的な管理の過失、これを認めたということです。逆に言えば行政側にとっては責任が問われるということですが、この過失を認めたことによって保険を適用するという結論を出しているわけです。このことについては実は市の全体の中でも今回の台風2号による案件について議論をされております。庁議ということで、市長を始めとして教育長、部長も参加して庁議というのがありますが、そういった意味では、この判断の仕方について行政が責任を認めることによって、結果的には行政が非難されるということもあるけれども、市民のいわゆる利益を、その損害をどう補填するかということの、そのバランスがあるのではないかと。全庁的にどう考えるかというこ

とが一つの課題として残ったということです。したがって、この台風というのをいかに捉えるかというのは、今後も何らかの形で損害賠償ということでは議論になってくるような気がします。

宮城課長 上限についてはちょっと確認中ですが、基本的に学校敷地外に對外的に与えた保険については基本的に100%補償です。ちなみに内部で例えば敷地の中で樹が倒れて被害が起きたとかありますが、そういった内部の補償については2分の1が限度です。金額については5万円以上の物が対象ということです。基本的な敷地内の倒木、樹が倒れたものとか、ガラスが割れたものとか、例えばそういった物は対象外とか、いま言われたルールの中で限度があって、何でもかんでも効くというものではなくて、条件を決めて契約はしているようです。ちなみにこの台風2号で学校の敷地においても140万円ぐらいの被害があって、5万円以上の被害ですが、これは申請をしまして、これについては半分近くの保険が下りることになっています。

大城主幹 保障範囲の件ですが、那覇市教育委員会が加入している保険はD型で、身体賠償については1名につき1億円、1事故につき10億円の限度額です。物件に関しては2,000万円という上限があります。

城間委員長 保険料というのは年間いくらですか。

大城主幹 掛け金はいまのところ小学校36校、中学校が17校あって930万7,197円ということになっています。年間で、掛け捨てとなっています。

添石委員 コスト負担という支出の面からの側面はあると思いますが、やはり一番大事なのは事故が起きたときに免責事項の話もありましたし、限度額もありましたけれども、いざというときに対処しきれだけの内容かというのを保険というのは常に見直しをしていく必要があると思いますので、本当にこの内容でいいのかということを常にどこかで見ていく必要があると思います。意見として出させていただきます。

城間教育長 いまリスクマネジメント、それから学校の普段の環境整備等々のお話が出ましたけれども、機会を捉えて環境整備主任研修会、あるいは学校長、教頭会等々で、台風のこういう影響があって、こういうことが議会へ報告されたということ。普段、我々が何をすべきかということをお願いかけて、指導していきたいと思います。

城間委員長 私も現場にいましたが、台風の前に必ず事務局の方から「きちっとやれよ」という指示が来ます。それをどのぐらい本気で受け止めて、危険が予想されるところについては樹を切るとか、施設課と連絡を取って、危ないから、予想されるからとか、そういう対応の仕方は現場の校長が直接指示してどのぐらいやるかどうかということが大事なことで、想定内というか、どこまでが想定内かわかりませんが、どうってことないということで安易に済ます場合が私も過去に何度かありましたけれども、きちっと日頃から点検しながら、台風の指示が事務局から来たら、すぐ全員が取り掛かるということがまずは大事ではないかと思います。

盛島部長 そういう意味では今回の台風2号の被害というのは、しっかり受け止めて、教訓と思います。日頃の点検、この樹は大丈夫かなあということをしっかりやって、施設課

と連絡を取っていきたいと思います。

金城委員

関連で台風とは関係ないですが、先だって地域の人から苦情があつて話しを伺うと、木の剪定を地域のボランティアの人がやっているが、あんな木の切り方はないと。半分切ってそのまま折り曲げて「グシャッ」と先が尖ったような状態で剪定している。樹木がわかる人はあんな切り方はしない。そういうボランティアはおかしい。それからせつかく木陰があつたのに、また、運動場のごみも、先程お話のとおりありましたが、これがこんな状態で切られては絶対許せないということで見てほしいという苦情がありました。見ると確かにその下に落とされているのですが、この本人に言わせれば、ボランティアの人は暑い中で汗だくになり一生懸命切っている。聞くと校長先生の許可をもらってやっているという話をして、やはり木の剪定等について、いくらボランティアでも上だけ切って下は「ボキッ」と折った状態ではまずい。校長先生としてはあんな暑いのにありがたいというふうな感謝の言葉しか発せないが、そういうところも見ないといけないという感じがしました。

田端委員

大抵の学校はPTAの皆さんが好意でもって剪定していただいて「すっきりしました」と報告をたくさん受けますが、このPTAの皆さんのこの作業に対して、例えば安全ベルトを付けてやるのか。保険が掛かっているのか。高いところから落ちたらどうなるのだろうかという、そういう辺りの少し統一した委員会としての方針が必要ではないかと思います。かなり皆さん平気で高いところに登って、平気で安全ベルトもなく切ってしまう現場を見ると、やはり事故に対する危機管理みたいなものがとても必要ではないかと思いました。PTAの皆さんの作業の保険はどのようになっていますか。

城間教育長

PTA作業ということであれば掛かっています。

田端委員

ぜひ、その辺りをいま一度確認していただければと思います。

城間委員長

よろしいでしょうか。報告「市長の専決処分（学校事故）の議会報告について」2件とも了承します。予定はここまででしたが、当日追加案件があります。報告「那覇市立学校適正配置計画素案に関する説明会等の実施状況について」説明をお願いします。

新城部長

報告理由説明・説明

城間委員長

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

田端委員

参加させていただいて聞いていましたが、質問された方で開南小学校の統合問題を聞いていた件がありましたが、取り下げになった理由を教えてください。

新城部長

これは説明会での終盤になっての質問でした。「開南小学校が廃校になるということで市から話があつたけど、結果的にはその話は無くなってしまった。そして今回統合問題が出ている」という指摘がありましたが、実は開南小学校は教育委員会として関わった案件ではないです。開南小学校の事例が出たのは、1つには新しい市庁舎を造ると、その時に隣接する開南小学校の敷地を活用するということ。もう1つには那覇市の施設を併せて作ろうという発想があつたようです。ただし、そのことについては

那覇市が議論をして熟した案件という意味で投げたのではなくて、これも聞いている限りでは新聞がこれを記事として大きく打ち出した。その結果、地域の人達にも当然のことながら同意を得よということで、これは学校も当時小規模校ではないです。開南小は適正規模校です。そういったことも相まって、どうして廃校だということが出てきたのですが、結果的に市としてはそれを1月ぐらいの期間だったと思いますが取り下げたと。したがって今回は小規模校同士の統合で統合新校を作って適正規模校を作るという教育的観点からの素案ですが、それとは性格が異なるという理解をしています。

田端委員

皆さんの声を聞いていると「なるほど」「ごもつともだな」という気持ちも伝わってくる。地域の人達が一番心配するのは、総合的なまちづくりの観点から久茂地はどうかなるのだろうかという心配の方が多かろうと思う。小学校うんぬんということもあるかもしれないが、一番の根底は、このまちはどうなるのだろうか。公民館も無くなった。学校も無くなって、私達はどうかなるのだろうかという危機感の方が一番強いように思う。何とか市長部局辺りで久茂地辺りの都市計画なり方向が示していただけたら、もうちょっと良いかなと個人的には思っています。もう1つは、一気に無くなるということが大変難しいような気もする場合に、新1年生から前島小へと徐々に進めていくという手法は難しいのかと思うことと、小中一貫教育の流れの中で、このことがどんな風にして、今やろうとすることが目論見といいますか、たぶんこうであろうと仮定できるのだろうかということが思います。小中一貫校を進めた場合にどうなのだろうか。大変難しい質問をしてしまいましたが、ゆっくりゆっくり、例えば前島小学校に隣接する子ども達が前島小学校を選択する辺りから進めていくということを考えたりしますが、いかがですか。

城間教育長

今の前島に段階的にというと、だんだん少なくなって、最後の10人までということになります。それは学校の存在意義としては、その手法は取れません。もう1つの小中一貫との関わりがありますが、ある議員からもそのような指摘がされているのですが、我々としては別の事業で、それを目論んでということは一切考えていません。今のところという語弊があるかもしれませんが、小中一貫教育の推進のカリキュラムで教育内容に係ることなので、配置を、これはこうだから、こうだからということは今の小中一貫教育の我々の推進の中には、そういうことは関連付けておりません。その心配は確かにあるようです。教育内容の改革、教育内容でもって小中一貫教育を進めて、推進していきます。

新城部長

1点目の件ですが、全体的なまちづくりの観点、発想うんぬんという話は当然のことだと思います。説明会で必ずこの質問が出ますので、全体計画が見えない中での学校の統合。「申し訳ないですが」という発言を繰り返していますが、これについては私達は学校の子どもの教育環境を整えるという第一義的な観点から進めています。そうは言っても、まちの、地域の発展に係ることになりますから、その他の議論を検討しないといけない。それが一つに大きいのが跡地利用です。そして地域の繋がりをい

かに持続させるかということがありますが、このことについては、これから関係部局と本格的に相談していくことになっています。やはり全体説明をしないことには説明責任を果たしたとは言えないと思う。このことについてはこれまでもやってきていますが、今後更に本格化するという事で話し合いをしてきていますので、そのところは説明する機会が近いうちにできれば良いと思っています。

城間委員長 統廃合の必要性を感じる方も中にはいらっしゃると思う。全部が全部そうではなく、ただ、みんなの中で一人だけ反対とは中々言えないと思う。

新城部長 存続させる会の主張を特に間違いという認識をしているわけではありません。考え方の違いが、教育論にしても、地域論に関しても異なった意見が出てきているという捉え方をしています。しかしながら子ども達の学校教育に関しては教育委員会の教育行政として責任をもった計画をたてて、それを実行しないといけないという立場にありますので、そのところは議論が深まっていない、同じことの繰り返しではないかという意見もありますが、私達はこれまでの説明会の中でも議事録を読んでもいただければわかると思いますが、それなりのきちっと対応をしてきているつもりです。しかしながらすべて対応できているとは申し上げません。そのところは今後フォローしながら、わかりやすい資料を作ってくださいということもありましたし、それもやりますし、議事録も当然作ります。そういったことを含めて、しっかり説明していきたいと思っています。

城間委員長 丁寧、丁寧にしかないと思います。それでは報告「那覇市立学校適正配置計画素案に関する説明会等の実施状況について」了承します。以上をもちまして、平成23年度第11回教育委員会会議定例会を終了します。